

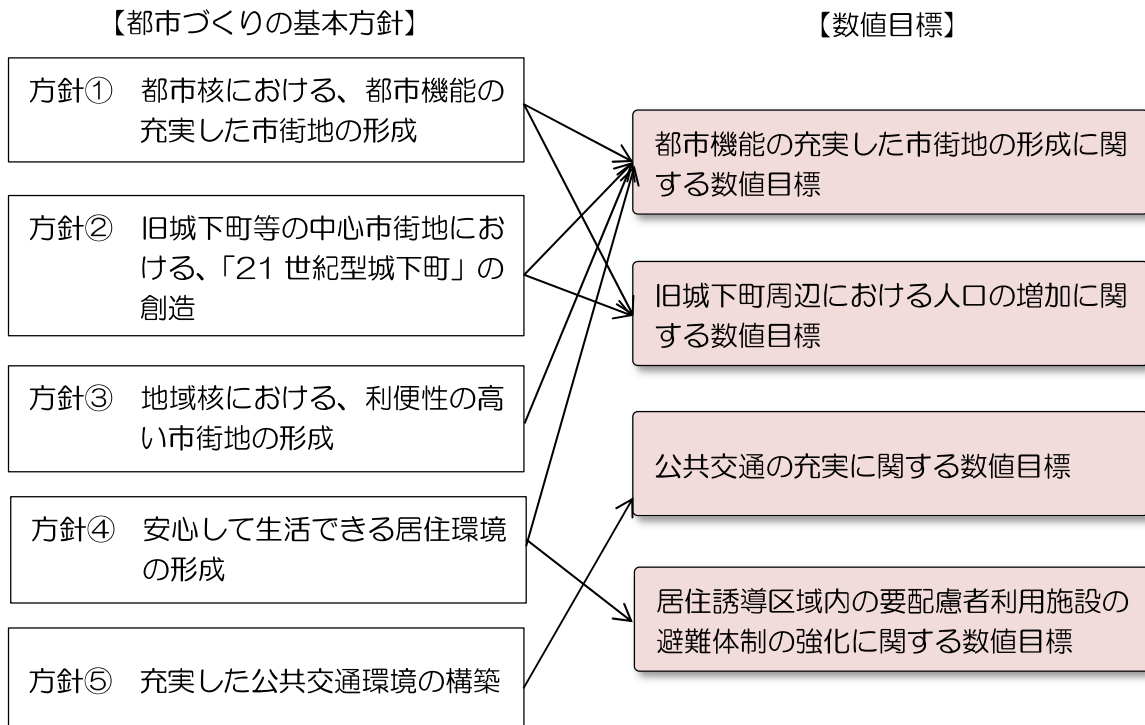
第9章 目標値の設定と進行管理

9-1 数値目標

(1) 目標設定の考え方

本計画に基づくまちづくりの効果を客観的に評価する目標値を設定します。

目標値は、都市づくりの基本方針をふまえたものとし、定量的な目標値と目標値の達成により期待される効果について設定します。



■都市づくりの基本方針と数値目標の関係

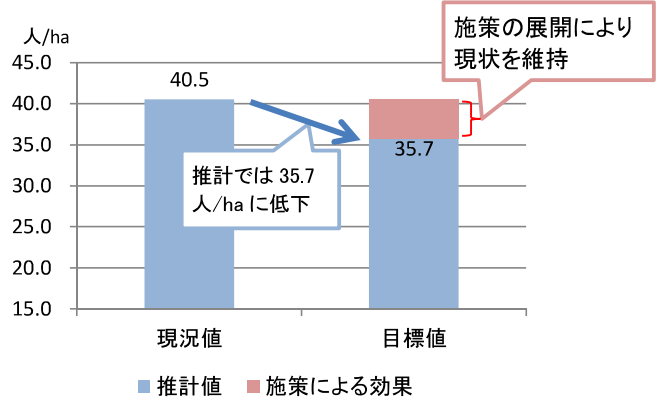


(2) 数値目標

1) 都市機能の充実した市街地の形成に関する数値目標

定量的な目標指標	設定の考え方	現況値	目標値 令和12年(2030年)
都市機能誘導区域内における商業施設(1,000㎡以上)の店舗面積の割合	拠点としての求心力を維持していくために、市全体の商業施設(1,000㎡以上)の店舗面積の合計に対する都市機能誘導区域内に立地する商業施設(1,000㎡以上)の店舗面積の割合を概ね維持する。	49.3% (平成29年(2017年))	50%
居住誘導区域内の人口密度	現存する都市機能の流出抑制と新規機能の立地等を図り、生活しやすい市街地環境を維持するために、居住誘導区域内の人口密度を一定程度確保することを目指す。	40.5人/ha (43,100人) (平成22年(2010年))	令和12年(2030年)の推計値より4.8人/ha*の上乗せを目指す 40.5人/ha (43,100人)

※：現状のまま推移した場合の人口密度は35.7人/ha(38,000人)と予測され、約5,000人の人口減少が見込まれる。これを誘導施策等の展開により、概ね現状維持とすることを目指す。



期待される効果	考え方
固定資産税収入の維持	<ul style="list-style-type: none"> 拠点としての求心力が維持され、居住誘導区域内の人口密度も一定水準が保たれることで、中心市街地の地価の下落が抑制され、行政運営に必要な固定資産税収入の維持が図られる。

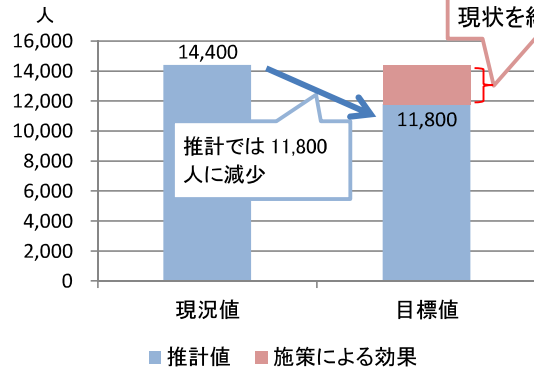
2) 旧城下町周辺における人口の増加に関する数値目標

定量的な目標指標	設定の考え方	現況値	目標値 令和12年(2030年)
旧城下町地域の人口	魅力的な「21世紀型城下町」として持続的な地域の発展のために、旧城下町地域の人口を維持することを目指す。	14,400人 ^{※1} (平成22年(2010年))	令和12年(2030年)の推計値より2,600人の上乗せを目指す 14,400人 ^{※2}
彦根市を訪れる観光入込み客数	旧城下町地域の魅力が高まり観光客が増加する。	320万人/年 (平成28年(2016年))	370万人/年 ^{※3}

※1：彦根市歴史的風致維持向上計画における重点地区内の人口を算出。

※2：現状のまま推移した場合の人口は11,800人と予測され、約2,600人の人口減少が見込まれる。これを誘導施策等の展開により、概ね現状維持とすることを目指す

※3：彦根市都市交通マスタープランで設定している目標値



期待される効果	考え方
地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 旧城下町地域内の人口維持、および観光入込み客数が増加することで、まちの賑わいや魅力が向上し、歴史的風致も維持され、それに伴う経済効果が期待される。



3) 公共交通の充実に関する数値目標

定量的な目標指標	設定の考え方	現況値	目標値 令和12年(2030年)
公共交通利用者数 (湖東圏域)	自動車に過度に依存しない都市構造の実現に向けて、公共交通を維持するために、公共交通利用者の増加を目指す。	990万人/年 (平成26年(2014年))	1,038万人/年*

※：彦根市都市交通マスタープランで設定している目標値



期待される効果	考え方
公共交通のサービスの向上や財政負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 近江鉄道や路線バス利用者数が増加することで、サービスの維持・向上や利用の喚起、経営環境の改善につながるとともに、路線バスの増収による財政負担の軽減が図られる。

4) 居住誘導区域内の要配慮者利用施設の避難体制の強化に関する数値目標

定量的な目標指標	設定の考え方	現況値	目標値 令和12年(2030年)
居住誘導区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	安心して生活できる居住環境の形成の実現に向けて、居住誘導区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を目指す。	40.5%* (令和5年(2023年))	100%

※：現況値は防災管理課資料より、地域防災計画等で設定している要配慮者利用施設(居住誘導区域内131施設中、作成済53施設)。



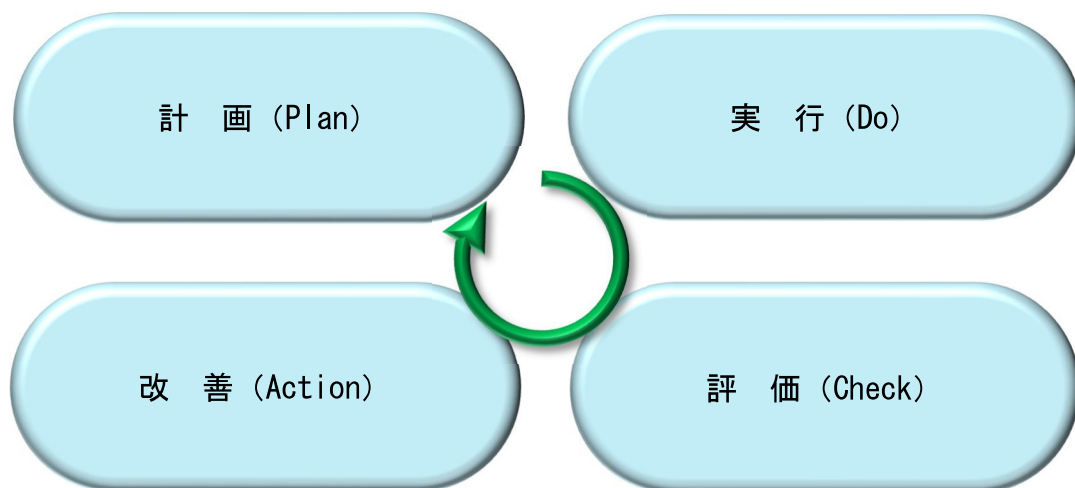
期待される効果	考え方
都市全体の要配慮者利用施設の避難確保計画作成による避難体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 水防法の改正により作成が義務付けられた要配慮者利用施設の避難確保計画であるため、防災対策の一つとして居住誘導区域を中心に作成し、避難体制を強化することで、都市全体においても計画作成の気運を高めることが期待される。

9-2 計画の進行管理

(1) 進行管理の方針

本計画は、令和12年(2030年)を目標年次としていますが、これまでに形成されてきた都市構造を適切に見直していくためには、さらに長期的な取り組みが必要です。

そのためには、以下に示すPDCAサイクルの考え方に基づいて、計画の進捗を定期的に評価し、社会情勢の変化や上位関連計画の見直し等を踏まえて、適宜見直しを行います。



(2) 進行管理の体制

「彦根市都市再生協議会」においては、これまでも実施してきた施策の進行を確認していくとともに、概ね5年ごとに施策や事業の実施状況について評価し、施策の進捗状況や妥当性を精査、検討します。その結果を踏まえ、施策の見直しや充実等を行うとともに、必要に応じて計画の改善を図ります。



(空白)

參考資料

1 彦根市都市再生協議会

■彦根市都市再生協議会設置要綱

平成 29 年 2 月 15 日彦根市告示第 19 号
改正令和 3 年 12 月 9 日彦根市告示第 268 号

(設置)

第 1 条 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 81 条第 1 項の規定に基づく彦根市立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)を策定し、今後の人口減少および少子高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、同法第 117 条第 1 項の規定に基づき、彦根市都市再生協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 立地適正化計画の策定および変更に関すること。
- (2) 立地適正化計画の実施に関すること。
- (3) その他都市再生に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる関係機関等をもって構成する。

- (1) 彦根市
- (2) 滋賀県
- (3) 公益社団法人彦根観光協会
- (4) 彦根商工会議所
- (5) 学識経験者

2 協議会の委員は、11 人以内とし、前項第 1 号に掲げる関係機関にあつては当該関係機関の関係部局の長をもって充て、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる関係機関等にあつては当該関係機関等に属する者のうちから、市長が委嘱する。

3 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

5 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を若干人置くことができる。

6 臨時委員および専門委員は、市長が委嘱し、または任命する。

7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

8 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(専門部会)

第 4 条 協議会に、第 2 条各号の事項について検討、企画、立案等をするため、専門部会を置く。

2 専門部会は、前項の検討、企画、立案等をした内容について、協議会に対し、提案するものとする。

3 専門部会の構成員は、市長が委嘱する。

4 その他専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この告示は、平成 29 年 2 月 15 日から施行する。

付 則(令和 3 年 12 月 9 日告示第 268 号)

この告示は、令和 3 年 12 月 9 日から施行する。

■彦根市立地適正化計画見直し庁内会議設置規程

(設置)

第1条 彦根市都市再生協議会（以下「協議会」という。）が行う所掌事務のうち彦根市立地適正化計画（以下「適正化計画」という。）の見直しについて補助し、関係課相互の情報の共有化を図るため、協議会の下部組織として彦根市立地適正化計画見直し庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、協議会の会長の求めに応じ、次に掲げる事項を調査検討し、会長に提出するものとする。

- (1) 適正化計画の原案の作成に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- (3) 関係課相互の情報の共有化に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、各関係課から選出された委員をもって組織する。

2 前項の委員は、別表に掲げる関係課のうちからその所属長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から適正化計画の策定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 庁内会議の会議（以下「会議」という。）は、都市政策部都市計画課長が招集する。

2 庁内会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは都市政策部都市計画課長の決するところによる。

4 庁内会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見または説明を聞くことができる。

5 庁内会議の委員が会議に出席できない場合は、当該委員の関係課の所属長は、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、都市政策部都市計画課長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年10月3日から施行する。

■都市再生協議会（委員 13 名）

番号	選出区分	氏名	職	備考
1	学識経験者（4名） （設置要綱第3条1項5号）	橋爪 紳也	大阪府立大学 経済学研究科特別教授	会長
2		轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部 環境建築デザイン学科准教授	会長代理
3		中野 桂	滋賀大学 経済学部長	
4		塩見 康博	立命館大学理工学部 環境システム工学科准教授	
5	彦根商工会議所（1名） （設置要綱第3条1項4号委員）	小出 英樹	彦根商工会議所顧問	
6	公益社団法人彦根観光協会（1名） （設置要綱第3条1項3号委員）	田井中 徹	彦根観光協会副会長	
7	滋賀県（2名） （設置要綱第3条1項2号委員）	池田 昌司	滋賀県土木交通部都市計画課長	
8		野田 英男	滋賀県湖東土木事務所長	
9	彦根市（3名） （設置要綱第3条1項1号委員）	疋田 元伯	企画振興部長	
10		田澤 靖壮	福祉保健部長	
11		稲野 善行	産業部長	
12	専門委員（2名） （設置要綱第3条5項）	野口 英樹	国土交通省近畿運輸局 滋賀運輸支局企画輸送・監査課長 首席運輸企画専門官	
13		和辻 勉	近江鉄道株式会社 取締役 執行役員 不動産部長	

■庁内会議の構成（計 13 課）

市長直轄組織 危機管理課	企画振興部 企画課	市民環境部 生活環境課
福祉保健部 健康推進課	観光文化戦略部 観光交流課	観光文化戦略部
産業部 地域経済振興課	建設部 道路河川課	文化財課彦根城世界遺産登録推進室
建設部 市街地整備課	都市政策部 交通政策課	都市政策部 住宅課
教育委員会 図書館	都市政策部 都市計画課（事務局）	

2 計画中間見直しの経緯

年月日	策定の経緯	内 容
R5. 10. 24	第1回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・防災指針の検討(案)について ・今後のスケジュール
R5. 11. 16	第1回彦根市都市再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災指針の検討(案)について ・今後のスケジュール
R5. 12. 19	第2回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画中間見直し(素案)について
R5. 12. 26	彦根市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画中間見直し(素案)の事前相談
R5. 12. 27	第2回彦根市都市再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画中間見直し(素案)の事前相談
R6. 1. 29 ~R6. 2. 28	近畿地方整備局・滋賀県への意見照会	<ul style="list-style-type: none"> ・彦根市立地適正化計画の中間見直し(素案)に対する意見照会
R6. 1. 29 ~R6. 2. 28	意見公募(パブリックコメント)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・彦根市立地適正化計画の中間見直し(素案)に対するパブリックコメント(特に意見なし)
R6. 3. 18 ~R6. 3. 28	第3回庁内会議(確認照会)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントによる意見報告 ・彦根市立地適正化計画中間見直し(案)の確定
R6. 3. 28	第3回彦根市都市再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントによる意見報告 ・彦根市立地適正化計画中間見直し(案)の承認
R6. 3. 28	彦根市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画中間見直し(案)の最終審議

3 用語集

【か行】

開発行為

建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

既成市街地

都市において、既に道路等の都市施設が整備され、建物が一定密度以上存在するなどして、市街地が形成されている地域。

公示地価

地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づき、国土交通省が毎年1回公示する標準地の価格のこと。

国勢調査

日本に住んでいるすべての人および世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために総務省が5年ごとに行う調査のこと。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生省(現厚生労働省)により設立された研究所であり、日本の人口・経済・社会保障について調査研究を行っている機関のこと。

【さ行】

市街化区域

「すでに市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、都市計画で定めた区域のこと。

市街化調整区域

「市街化を抑制すべき区域」として、都市計画で定めた区域のこと。

住宅・土地統計調査

住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするために、総務省が5年ごとに行う調査のこと。

人口集中地区

日本の国勢調査において設定される統計上の地区(DID地区)のこと。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

生活利便施設

住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、コンビニエンスストアなどが挙げられる。

【た行】

都市計画区域

都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域で、自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発および保全する必要がある区域のこと。

【や行】

用途地域

人口や産業が集中し、様々な活動が行われる都市では、規制を行わず放置しておくといろいろな用途や形態の建築物が無秩序に混在し、居住環境の悪化、都市機能の低下などが起こる恐れがあるため、都市における建築物の用途、形態（建蔽率・容積率など）についてお互い守るべき最低限のルールを都市計画として定めた地域のこと。

【ら行】

歴史的風致

地域におけるその固有の歴史および伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。